

西条市農業委員会 令和5年度 第11回総会 議事録

1. 日 時 令和6年2月6日(火) 午後1時58分から午後2時40分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 91.7%
推進委員 出席者 27名 欠席者 3名 出席率 90.0%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	23番	真鍋 美鈴			
委 員	1番	越智 一志	11番	真鍋 覚	20番 宇佐美好正
	2番	明比 典正	12番	武方 謙一	21番 余吾 秀利
	3番	徳増 靖記	13番	鈴木 伸二	22番 岡田 貴洋
	4番	一色 達夫	14番	武田 弘文	24番 宇野 嘉秀
	6番	藤田 孝明	15番	武田 喜義	
	7番	近藤 明弘	16番	曾我部英樹	
	9番	長谷川孝師	18番	山内ふさえ	
	10番	篠森 均	19番	徳永 耕治	

○欠席者氏名

5番 白木あゆみ 17番 武田 安博

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	12番	真田 克彦	23番 黒河 祐二
	2番	一色 信之	13番	平木 克彦	24番 渡部 靖
	4番	高橋 滝雄	14番	中川 英隆	25番 佐伯 保親
	5番	伊藤 龍二	15番	武田 義臣	26番 佐伯 静雄
	6番	伊藤 正夫	17番	垂水 久明	28番 桑原 俊樹
	7番	日野 哲也	18番	楠窪 和彦	29番 小倉 謙治
	8番	宮武 恭宏	19番	菅 辰郎	30番 日野 貴文
	9番	岡本 省三	20番	高木 秀昭	
	10番	安藤 英利	21番	高橋 寿夫	
	11番	近藤 仁志	22番	佐山 林壺	

○欠席者氏名

3番 加藤 武司 16番 山田 好一 27番 玉井 隆志

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について

議案第6号 換地計画に対する同意について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋修平 西部分室長 戸田 徹

事務局次長 高橋徹也

事務局主査 渡邊龍也

農業基盤整備課職員

課 長 豊田 茂

7. 議事内容

事務局 若干定刻前ではございますが皆さまおそろいですので、ただ今から、令和5年度 第11回西条市農業委員会総会を開催いたします。皆さま、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 【会長挨拶】

事務局 それでは、議事の進行は農業委員会会議規則の規定により、会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議 長 それでは、ただ今より、令和5年度 第11回西条市農業委員会総会を開会いたします。これより先は、着座にて進行しますので、よろしく願いをいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議 長 まず、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。曾我部英樹委員、山内ふさえ委員の両委員にお願いをいたします。

議長 本日の欠席届が出ておりますのでご報告いたします。農業委員からは、5番 白木あゆみ委員、17番 武田安博委員の2名、また、農地利用最適化推進委員からは、3番 加藤武司委員、16番 山田好一委員、27番 玉井隆志委員の3名でございます。

ただ今の出席農業委員数は、22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告いたします。

書記については、事務局の戸田、渡邊の両君にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

農地法第3条 関係

議長 まず、農地法第3条関係、議案書は3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願いいたします。

失礼して、着座にてご説明させていただきます。

議案書4ページをご覧ください。

136号、137号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏及び〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

138号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

139号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

140号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

141号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書5ページをご覧ください。

142号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、亡 〇〇 氏の相続財産清算人である 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

143号、144号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏及び〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を

受けようとする申請でございます。

145号、〇〇の 〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

146号は、〇〇の株式会社 〇〇が、経営規模拡大のため、亡 〇〇氏の相続財産清算人である 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

147号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。以上12件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

審議の前に139号及び145号は新規就農案件のため、これらの就農者について、事務局より一括して報告いていただきたいと思ひます。

よろしくお願いいたします。

事務局 139号及び145号について事務局より報告させていただきます。

139号は〇〇の 〇〇氏、〇歳、〇〇の農地、421㎡、145号は〇〇の 〇〇氏、〇歳、〇〇の農地、732㎡をそれぞれ買い受け、就農しようとするものであります。予定している作物は、〇〇氏はさつまいも、〇〇氏は季節野菜です。

〇〇氏は中学生の頃から祖母の手伝いで野菜作りをしておりました。現在は会社員であり、休日を利用して耕作を行います。取得する農地は、自宅の裏にありますので、従事日数に問題はありません。また、出荷等の予定はありませんが、営農についての指導等もあることから、令和5年12月23日に地区委員である、近藤昭弘委員と現地で面談をしております。

〇〇氏は20年前から取得する農地ですすでに栽培を始めております。今回、下限面積の撤廃に伴い、新規就農に至りました。家庭菜園ではありますが、野菜等を道の駅に多少、出荷する予定があるため、令和5年12月14日に地区委員である、武田弘文委員と面談をしております。両者とも今後規模拡大予定はなく、家庭菜園です。

就農及び農地の取得については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、まず136号より地元の委員さんのご意見を伺いたいと思います。</p> <p>よろしく願いをいたします。</p>
地区委員	<p>136号、137号 問題ありません。</p> <p>138号 問題ありません。</p> <p>139号 問題ありません。</p> <p>140号 問題ありません。</p> <p>141号、142号、143号、144号 問題ありません。</p> <p>145号 問題ありません。</p> <p>146号 問題ありません。</p> <p>147号 問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元の委員さんからは別段問題がないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>「異議なし」ということでありますので、以上12件を原案どおり許可することといたします。</p>
<p><u>農地法第4条関係</u></p>	
議長	<p>次に、農地法第4条関係、議案書については6ページでございます。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。</p> <p>議案内容について、事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>17号は、〇〇の 〇〇 氏が、自宅敷地を拡張しようとする申請でございます。</p> <p>本件は、元々、申請人の夫である 〇〇 氏から申請があったもので、令和5年10月の第7回総会においてご審議いただき、県へ進達しておりましたが、県での審査中に〇〇 氏が死亡したため、このたび、申請地を相続した〇〇 氏から、〇〇 氏による申請の</p>

取下げ願とともに、改めて申請があったものです。

18号は、〇〇の 〇〇 氏が農業用倉庫を建築しようとする申請でございます。

以上、2件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。

ただ今事務局が説明しました2件について、17号から地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願をいたします。

地区委員

17号 問題ありません。

18号 問題ありません。

議 長

ありがとうございます。

2件とも地元委員さんの方からは問題ないということでございますが、これらの案件について、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議 長

ありがとうございます。

「異議なし」ということでございますので、以上2件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農地法第5条関係

議 長

次に、農地法5条関係、議案書につきましては8ページになります。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、議案内容について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案書9ページをご覧ください。

119号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

120号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

121号は、〇〇の〇〇 株式会社が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、社宅を建築しようとする申請でございます。

122号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から賃借権の設定を受け、店舗を建築しようとする申請でございます。

議案書10ページをご覧ください。

123号、124号、125号及び126号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。

127号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。

128号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天資材置場、露天駐車場等に転用しようとする申請でございます。

議案書11ページをご覧ください。

129号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、露天資材置場、進入路及び事務所兼用住宅の敷地に転用しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、譲渡人の〇〇 氏は、譲受人である株式会社 〇〇の代表に就いた30年ほど前から、当該法人の事業に供するため、農地法の許可を得ないまま申請地に事務所を増築するとともに、駐車場や廃棄物置場として使用しております。

このたび、本件の一体利用地として、先ほどご説明しました128号の農地を購入することとなり、これをきっかけに先の行為が農地法違反であることを知った〇〇 氏からは、「この機会に正規の手続きを履行し、違反のない状態に戻したいと思っております。寛大なるお取り計らいを賜りますようお願いいたします」との始末書が提出されております。

130号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。

131号は、〇〇の〇〇 株式会社が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、宅地分譲のため転用しようとする申請でございます。

132号は、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

以上14件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただ今事務局より14件の説明がございましたが、まず、119号より地元の委員さんのご意見を伺いたと思います。

よろしく願いをいたします。

地区委員 119号、120号、121号 問題ありません。
122号 問題ありません。
123号、124号、125号、126号 問題ありません。
127号 問題ありません。
128号、129号 問題ありません。
130号 問題ありません。
131号 問題ありません。
132号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんからも別段問題はないということでございますが、ほかにご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上14件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議長 次に、議案書12ページになります。議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明いたします。

事務局 議案書14ページをご覧ください。
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことをご報告いたします。詳細につきましては、議案書15ページから40ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、151件、面積は、51万9,335㎡となっております。そのうち、所有権移

転は、3件、面積は、1万2,541㎡となっております。
以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
議案書15ページの申請番号1491号の借受人は新規就農者であり、申請地の地区担当委員さんが面談を行っておりますので、代表して長谷川孝師委員より報告をお願いいたします。

長谷川孝師委員 今回の新規就農希望者につきまして12月27日に現地におきまして面談を行いました。面談を行ったのは、岡本委員、安藤委員及び私、長谷川です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、〇才です。〇〇氏は、〇〇の農地754㎡を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。栽培する作物は柿で、すでに雑草などを取り除き開始しております。柿の出荷予定はなく柿酢を作るとおっしゃっていました。
その他、西条市での営農等について指導しました。〇〇氏の就農については特に問題ないと判断します。
以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。
面談をされた委員の皆さんにおかれましては、大変お忙しい中、お世話になりました。
先ほど事務局と長谷川委員さんから説明がございました内容について、委員の皆さんからご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上を原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定

議長 次に、議案書41ページになります。議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明いたします。

事務局 議案書43ページをご覧ください。

現在、農地中間管理機構より権利の設定を受けている農地の受け手から、新たな受け手である〇〇の 〇〇 氏に対して権利の移転を行おうとするものでございます。

なお、本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしておりますことを申し添えておきます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明のあった内容でございますが、地元の委員さんの方から何かご意見等ありませんか。

地区委員 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないとのことではありますが、この件に関してほかの委員さんからご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

換地計画に対する同意

議 長 次に、議案書44ページになります。議案第6号、換地計画に対する同意について、を議題といたします。

この内容について、事務局より説明いたします。

事務局 議案書44ページをご覧ください。

本案は、共同施行による非補助土地改良事業が実施された〇〇地区について、〇〇地区土地改良事業共同施行の代表者 〇〇 氏が愛媛県知事に対し、換地計画の認可申請を行うにあたり、土地改良法第96条において準用する同法第52条第8項の規定により、西条市農業委員会の同意を求めるものであります。

換地計画の詳細につきましては、農業基盤整備課 豊田課長より説明させていただきます。

農業基盤整備課の豊田でございます。私からは、事業の概要及び換地計画について説明させていただきます。ここからは着座にて失礼いたします。

〇〇地区は、〇〇の一部及び〇〇の一部を施行地域とし、平成18年度に共同施行による非補助土地改良事業の認可を得て、令和4年度までの17か年で3.1ヘクタールの区画整理を実施し、今回、換地計画が定まったものです。

換地計画とは、簡単にいいますと、整備前の従前の土地を整備後の新たな土地、これを換地といますが、これに移し換えるために換地設計基準等を定め、これらを基にした従前地及び換地それぞれの明細等を換地計画書としてまとめ決定したものです。換地計画書の内容は相当な項目と分量になりますので、その中から主要部分のみを説明します。

はじめに、議案書45ページの位置図・平面図をご覧ください。施行場所は、〇〇川に架かる国道〇〇号の橋から約〇〇メートル下流の〇〇川右岸と〇〇川左岸に挟まれたところです。

続いて46ページの現形図をご覧ください。太い線で囲った範囲が区画整理の施行地域で従前の土地を示しております。これに対して47ページの換地図が整備後の新たな土地を表しております。

次に48ページの地区総計表をご覧ください。

〇〇地区全体で申し上げますと、従前地の田と雑種地を合わせて22筆が換地では15筆に集約されております。田の面積が従前28,267㎡に対し、換地は28,090㎡と換地のほうが少し面積が減っておりますが、これは減歩といわれるもので、道路が広がったことに充てられております。

49ページの換地計画明細表をご覧ください。

この表は、各農家の従前地各筆が換地でどのようなようになったのかを示したものです。表の右端に団地数の列があります。これは田んぼの筆数が複数ある場合でも、隣接していたり道を挟んで行き来できるような場合は、耕作するうえで一つの団地として捉えますが、当地区については従前の14団地から12団地となり、雑種地を除いた農家数が12戸ですので、1農家1団地ということで集団化率が100%になっております。

なお、実際の換地計画書には各筆の土地の評定価額や換地清算金等も記載されていますが、個別の金銭情報になりますので省略しております。

換地計画の内容については以上ですが、当地区の換地計画を決定するにあたっては、土地改良法の規定に基づき、関係権利者全員の同意が得られているとともに、土地改良換地士が専門的に精査した

結果、適当であるとの意見が示されております。

今後につきましては、本議案が承認されますと、共同施行代表者が農業委員会の同意書を添えて愛媛県知事に対し換地計画の認可申請を行い、県の審査や換地計画書の縦覧、意義の申し出等、所定の手続きを経て換地計画が認可された後、換地処分、登記申請という流れになります。

なお、施行地域の一部には〇〇が含まれておりますが、区画の変更に伴い、換地では全て〇〇とする、字の区域の変更及び小字の廃止について、西条市議会令和5年6月定例会において議決されており、換地処分公告がされますと効力が発生することとなっております。

説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

この換地計画に対する説明が先ほど事務局及び関係機関よりありましたが、地元の委員さんはこれに対してご意見等はございませんでしょうか。

地区委員 異議なし。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは異議がないとのことではありますが、この計画に対してほかにご質問、ご意見はありませんか。

一色達夫委員 (挙手)

議長 一色委員さん。

一色達夫委員 質問なんですけど、今行われている国営の土地改良事業と名前が違うようなんですが、非補助土地改良事業というのがどのような種類の事業なのか、基本的なことなんですけどお知らせいただければと思います。

議長 この一色委員さんから質問に対して、説明をお願いしたいと思います。

豊田課長 はい。通常、換地を伴います土地改良事業というのは、国営、県営、土地改良区営とか市営といった区分がありまして、それぞれ国の補助金を使って施行するのが一般的ではあるのですが、この議案

6号の事例の場合はちょっと珍しいのですが、共同施行といたしまして、土地改良法の第3条に定める資格者、土地の所有者であったり、耕作者である方が主体となって、国からの補助金を得ずに共同で施行しようとする事例でございます。

一色達夫委員 それだと一戸当たりの負担がかなりのものとなると思うんですけど、それでもこの方式をとられるというのはどういった理由からなのでしょう。

豊田課長 これが珍しいケースといたしたのは、(一色委員が) おっしゃるようには場整備をするのは自己負担が多額になりますので、通常でしたら補助金を使うところですが、この場合は、民間の建設会社とこの共同施行者が契約を交わして、建設会社が請け負った公共工事等で発生した残土を利用して、(施行区域内の) 地盤を上げて区画を整理してお返しするといった契約を結んで実施しておりますので、地元の負担というのは、ほばないというように聞いております。

一色達夫委員 わかりました。ありがとうございます。

議 長 ほかに何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長 異議ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、計画のとおり同意することといたします。

報告承認案件

議 長 最後になりますが、議案書50ページ、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

事務局 ご報告させていただく前にお詫びがございます。

お手元にお配りしております「非農地判断について」でございます

が、議案書の最終ページになります。こちらが製本の際に漏れておりましたので追加させていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、ご報告させていただきます。

令和5年12月6日から、令和6年1月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を40件、農地法第4条 取下げ願 1件、農地法施行規則第29条第1号届出 1件を受理するとともに、農地バンク農地登録 3件、農地バンク利用登録 1件、34件の非農地判断を行っております。

農地法第4条の取下げ願 1件につきましては、先ほど議案第2号でご説明しました17号案件のとおりでございます。

以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より報告がございましたが、これに対して、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということで問題もないと思いますので、以上で報告承認案件について終了させていただきます。

議 長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。あいさつの際に申しましたとおり、この後、地域計画についての説明もございますので（ここで越智一志委員の挙手に気付く）

越智一志委員 (挙手)

議 長 どうぞ。

越智一志委員 農業委員会事務局は少人数で大変だと思うんですけど、客観的に見ても人員は相当少ないと思うんですよ。県下でも（申請取扱い等の）件数は非常に多いので、ぜひ会長、職務代理者、有志で市長に人員の増加を要望していただきたい。

私は3年半委員を務めてまいりましたが、（遊休農地の所有者等に対する）指導と通知まではいつているんですけど、農業振興地域のすばらしい農地が草ぼうぼうになって、木が生えてきたら（整備するのに）ものすごいお金がいるから、（遊休農地への対応のため）人が増えないと無理なんですけど、法に則った公告、勧告、最終的

には措置命令までに行くには難しいとは思いますが、まず、人の要望をしていただけたらと思います。

それとですね、新規就農の補助金は年間150万円、以前は5年間でいたところが今は3年ですよね。昨年12月に研修で豊岡市に行きましたけれど、豊岡の農業スクールは市独自で新規農業研修制度というのをつくって、10年間で31名が受講して25名が卒業したと。私も3年半で4、5名の新就農者の面接をしたんですけど、ちょうど農水振興課の方も見えていますのでこの10年間で何人の方から申請があって、補助金を受けて、それらの方が現在何人残っているのか、また、補助金をもらわずに残っている方の人数を教えてください。あと豊岡市のような市独自の研修セットですね、これは認定農業者に意欲のあるような人を預けて、認定農業者に月2万5,000円、スクール生に月10万円を渡すような制度だったと思うんですけど、これ（の創設）を検討していただけたらと思います。

議 長 　　今は資料は持ってないよね。

農水振興課職員 　　はい。

議 長 　　また次の機会にでも資料を用意していただけたらと思います。
最初の件については、私からも何回かは直接相談したことはあるんですけど、正式にはしていないので別の機会を見計らって事務局とも相談しながら対応したいと思います。
そういうことでかまいませんか。

越智一志委員 　　はい。

議 長 　　ほかにご意見等ございましたらお受けしますが。

（意見なし）

議 長 　　ないようでございますので本日の総会はこれにて閉会いたします。
慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	換地計画に対する同意について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和6年2月6日 午後2時40分